

令和4年4月11日

「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施します！

～全国のマリーナ・漁港等での周知・啓発活動、パトロール及び訪船指導を行います～

九州運輸局は、小型船舶の海難事故防止に向けた取組みとして、管内の県警察本部、海上保安本部、日本小型船舶検査機構、地方公共団体、九州地方整備局等の協力を得て、マリーナ・漁港等でのリーフレットの配布やプレジャーボート・漁船に対するパトロール・訪船指導等を行う「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施します。

1. 取組み内容

(1) マリーナ・漁港等でのリーフレットの配布

最近の水上オートバイや漁船の事故等の発生状況を鑑みて、小型船舶の安全を確保するために遵守すべき事項等をまとめたリーフレット^{※1}をマリーナや漁港等で配布し、ライフジャケットの適切な着用、発航前の点検、機関故障対策、水上オートバイの安全確保対策等の徹底を図るための周知・啓発活動を行います。

(2) 川下り船運航事業者に対する安全指導^{※2}

川下り船について、ライフジャケットの着用等「川下り船の安全対策ガイドライン」に沿った措置を講じるよう安全指導を行います。

(3) プレジャーボート・漁船・小型旅客船への個船指導

マリーナ、漁港等においてパトロールを行い、プレジャーボート・漁船を訪船し、船舶検査の受検、小型船舶操縦士免許の受有等について指導します。また、小型旅客船を訪船し、消防設備・救命機器の備え付け状況等の確認及び安全指導を行います。

(4) 小型船舶操縦士養成講習機関等との連携

養成講習機関が実施する小型船舶操縦免許の更新講習会などの機会を利用し、免許受有者の安全意識の高揚・啓発を行うため更なる連携を図ります。

2. 実施期間

令和4年4月11日（月）～令和4年8月31日（水）

3. 実施主体

九州運輸局の職員が、管内の県警察本部、海上保安本部、日本小型船舶検査機構、地方公共団体、九州地方整備局等の関係機関と連携、協力を得ながら実施します。

※1 九州運輸局ホームページを参照願います。

※2 訪問及びパトロール指導((1). (2). (3)に掲げるもの)は、新型コロナウイルス感染症に関する地域事情に配慮しつつ、実施。

運輸と観光で九州の元気を創ります

【問合せ先】



九州運輸局海上安全環境部 松尾(調整官)
電話：092-472-3176、FAX：092-472-3304

